

章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

目的

区民ニーズの多様化に対応して地域における福祉と保健・医療サービスなどの総合的な展開を図ります。

対象・手段

高齢者の入所施設を整備充実するとともに、ショートステイや通所リハビリ等の居宅サービスの充実を図ります。在宅の虚弱な高齢者等に対しては、介護予防教室や機能訓練等の介護予防を目的とした支援を行います。
また、地域包括支援センターにより高齢者の総合的な相談体制の充実を図ります。

施策の方向

介護保険法の改正により、高齢者の介護予防を基本としたサービスが制度化されました。高齢者やその家族が安心して日常生活を送ることができるよう、それぞれ必要なサービスが総合的に提供できるしくみづくりを進めます。

基本計画(平成10～19年度)の目標達成状況

指標名	A 基準値	B 目標値	C 達成値	D 達成状況
高齢者保健福祉サービス満足度(%)	(平成10年度) -	(平成19年度) 70%	(平成19年度) 81.4%	目標を11.4%上回りました
相談者に対し効果のあった割合(%)	(平成10年度) -	(平成19年度) 100%	(平成19年度) 127.57%	目標を27.57%上回りました

指標名の定義：「満足」「どちらかといえば満足」と回答した者 / 調査回答者
保健所の相談後のアンケートで効果あり(QOLの向上がみられた)と答えた件数 / 総相談者数

成果指標

指標名		定義		目標水準		
特別養護老人ホームの定員の整備数		区内特別養護老人ホームの定員の整備数		(平成22年度) 450人	年度にの水準達成	
いきがい対応型デイサービスの延べ参加人数		年間の延べ参加人数		(平成19年度) 7,500人	年度にの水準達成	
認知症専門相談の結果、生活の質(QOL)が改善されたと思った人の割合		認知症専門相談に来所した家族で、改善されたと思った人/来所者数		(平成19年度) 70%	年度にの水準達成	
施策の達成状況						
	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考	
施策成果指標	目標値1	人	450.00	450.00	450.00	
	実績1	人	270.00	270.00	270.00	
	目標達成率1 = /	%	60.00	60.00	60.00	
	目標値2	人	7,500.00	7,500.00	7,500.00	
	実績2	人	7,561.00	8,915.00	9,276.00	
	目標達成率2 = /	%	100.81	118.87	123.68	
	目標値3	%	70.00	70.00	70.00	
	実績3	%	75.00	75.90	89.30	
	目標達成率3 = /	%	107.14	108.43	127.57	

主な取組み

夜間対応型訪問介護・事業者公募(区内に1事業所) 1事業所開設
 特別養護老人ホーム:百人町四丁目国有地を活用した施設整備、矢来町都有地を活用した施設整備
 介護予防教室(運動機能の向上、低栄養改善、口腔機能の向上等)の実施 (年間延べ参加人数 19年度12,714人)
 いきがい対応型デイサービスの実施 (年間延べ参加人数 19年度9,276人)
 認知症専門相談・物忘れ相談等の実施
 介護保険の適正利用の促進(不適正な介護保険サービス事業者の実地調査・指導、利用者への給付費通知等)

課題

地域密着型サービスの整備を進めていますが、小規模多機能型居宅介護については、整備が進みませんでした。今後は、19年度の結果及び他自治体の状況、介護保険制度の21年度改正の動向等を踏まえ、区有地活用などの多様な手法を検討する必要があります。
 介護予防教室については、教室を終了した高齢者が継続して地域での介護予防活動に取り組むしくみづくりが課題となります。
 また、認知症高齢者対策については、今後も早期発見のための普及・啓発活動などをより充実させることや、かかりつけ医等での早期発見、早期段階の認知症の進行抑制対策を進めていくことが重要です。
 地域包括支援センターは、地域での中心の相談機関としての役割を担っていますが、今後も地域で起きる様々な課題に対応できるように体制の充実を図っていく必要があります。

評価

総合評価	
総合評価をBとした理由は、施設整備については、整備が進みませんでした。他は、当初の目標を達成したことによります。 サービスの負担と担い手 この施策におけるサービスは、区が実施主体となり、または責任を持って推進する必要性があるため、行政が担うものです。 適切な目標設定 目標設定は、区ニーズを推し量る事業結果としての参加者数や満足度としていますので適切です。 効果的・効率的な視点 この施策は、施設整備については国・都の補助金を有効活用し、その他の事業は適切な受託事業者への委託事業として実施しているため、費用対効果から見て、効率的に行われています。 目的の達成度 介護予防や認知症対策については、教室に参加するように積極的に働きかけたり、普及啓発を図ることにより、参加者数等の増加が図られ、地域における福祉・保健サービスの展開が図られました。	B

今後の取組み・改革の方針

今後も、地域密着型サービスの整備を進めていく必要があります。この事業は、平成20年度までを計画期間とする第3期介護保険事業計画に基づくものであるため、総合計画の基本施策「 - 1 - 高齢者とその家族を支えるサービスの充実」に引き継いで取り組んでいきます。
 介護予防事業は、介護保険法に基づく地域支援事業として実施しており区市町村の実施が必須の事業です。今後は区の経常事業として実施していきます。
 認知症の予防、早期発見・早期対応による進行抑制策、認知症の本人及び家族への支援等について関係機関等と連携しての対策を検討していく必要があります。
 苦情・相談対応等の利用者保護体制については、これまでの取り組みにより苦情相談窓口として確実に定着しました。このため、20年度からは経常事業の「利用者保護体制の充実」に引継いで取り組んでいきます。
 地域包括支援センターについては、地域の様々な課題を解決する取り組みを始め、医療の必要性の高い方への支援や認知症など多様なニーズに対応する中心の機関として、地域包括支援センターを明確に位置付け、地域包括ケア体制の充実を図ります。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
介護サービス基盤整備の推進	D	56		
介護予防事業の整備	B	58		
自立支援対策の推進	B	60		
認知症高齢者対策の推進	B	62		
地域包括支援センターの運営支援	B	64		
介護保険利用者保護体制の充実	B	66		
介護保険の適正利用の促進	B	68		